

統計調査分科会
第2回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 2 回 統計調査分科会 議事次第

日時:平成 19 年 5 月 24 日 (木) 14:00 ~ 15:00

場所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

- 1 開 会
- 2 総務省統計局からのヒアリング
- 3 その他

斉藤主査 それでは、定刻となりましたので、第2回の「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

本日は、まず総務省統計局所管の統計調査の民間開放に向けての取組方針の検討状況につきまして、統計局の飯島課長から御説明をいただけるということで、15分がその辺でよろしく願いいたします。

飯島課長 まず私の方から、委員限りという形で資料を配らせていただいておりますが、これにつきまして、概要を説明させていただきたいと思っております。

私ども総務省統計局の所管指定統計調査の民間開放に向けた取組についてということで、今、整理をしているところでございまして、まずこれまでの実施事項等ということでまとめてございませけれども、昨年10月に総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画をとりまとめまして、公表しております。

これについては、地方公共団体にも提示をし、その後、いろいろ意見交換等を進めてきているわけですが、こういった計画をまた12月の公共サービス改革基本方針改定の方にも反映されているということでございまして、そのまま閣議決定を受けまして、具体的に今まで取り組んできた中身でございまして、1つは科学技術研究調査。

これは国直轄で郵送で行っている調査でございまして、これにつきましては毎年1回の調査でございまして、19年度に実施いたします調査につきまして、公共サービス改革基本方針に基づきまして、民間競争入札による民間開放を実施したという状況でございまして。

もう一つ、今年度実施いたします5年周期の調査といたしまして、2つございまして。就業構造基本調査と全国物価統計調査。これにつきましては、地方公共団体において民間開放が可能となるような措置ということで、必要な政省令の改正措置をいたしまして、具体的な民間開放に向けて、地方公共団体に対する支援を行ってきているという状況でございまして。

更に19年度でございまして、今、申し上げましたのは2種類の調査に関する取組みのほか、昨年3月から開催してまいりました「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の報告を今年4月にとりまとめたところでございまして。

今後は地方公共団体の意見も踏まえながら、公共サービス改革基本法に沿って、この後、当面の主な検討課題ということで、調査のカテゴリー別にまとめてございませけれども、その主な検討課題のとおり、各統計調査の民間開放の具体化を進めてまいりたいと考えております。

2ページのところから「II 当面の主な検討課題」をまとめてございまして。

まず1番目といたしまして、来年度に実施いたします5年周期の大規模調査。これは住宅・土地統計調査1つだけでございまして、この調査は調査の対象が約350万の住戸・世帯ということになっておりまして、最も大きな規模の標本調査というものでございまして、調査事項の改廃もございませし、また調査方法につきまして、今の厳しい調査環境を踏まえて、大幅な変更をするということ今、計画をしております、そういった変更を視野に置いて、7月に試験調査を実施する予定で、現在準備を進めているという状況でございまして。

この調査の主な検討課題でございますけれども、今、申しました調査事項、調査方法などの基本的事項を確定していかなければいけない。これは基本的には調査員が調査票を各世帯に配布をして回収する調査員調査でやってはおりますけれども、いろいろ調査をめぐる環境が変わってくる中で、郵送あるいはオンライン回収といったものの試行的導入を視野に置いて、今、試験調査の実施などを行いながら、調査方法等を固めていく検討を進めているところでございまして、そういう基本的な事項をまず確定していく必要がある。

その調査方法に基づきまして、地方公共団体における実務上のメリット、ニーズに即した民間開放の活用方策、環境整備の検討をしていきたいと思っております。かなり規模の大きな調査でもございますし、例えば、大都市の都心とか郊外の一部の地域で民間開放を活用できないか、ある地方公共団体全体でなくて、その一部というような活用の仕方も含めて、どのような具体的なニーズあるいは可能性があるのかということについても、地方公共団体から意見を聴取しまして、検討を進めていきたいと思っております。それから、民間事業者の要望・ニーズ、受託可能性の把握といったものも行っていく必要があると考えております。

2つ目ですが「毎四半期に実施をしている調査」ということで、個人企業経済調査がございます。これは昨年度実施いたしました試験調査の結果から、都道府県対応の民間開放については適切な民間事業者を選ぶことによって、現行の調査と同様の質を確保し得ると考えられるわけでございます。

そういう状況でございますので、地方公共団体における実務上のメリット、ニーズに即した民間開放の活用方策、環境整備を具体的に検討していくわけでございますが、昨年の試験調査の結果も踏まえまして、早急に都道府県の意向を聞きながら、都道府県と連携を取って、具体的な検討を詰めていきたいと思っております。

3ページになりますが、毎月実施されている調査でございます。これは労働力調査、小売物価統計調査、家計調査といったものがございます。小売物価統計調査はこの結果が消費者物価指数というものに利用されているわけですが、こういった調査につきましては、市場の動向あるいは我が国の経済運営に大きな影響を与えるデータになるということで、毎月閣議でも報告をしているものでございます。

調査のスケジュールも極めてタイトな中で、期限を厳守しながら、回収率、記入状況等の質について高い精度を保っていくことが必要であると考えております。

これについては、主な検討課題といたしましては、地方公共団体における実務上のメリット、ニーズに即した民間開放の活用方策、環境整備を検討していくわけでございますが、そういう中で照会対応等の支援的な業務も含めまして、民間事業者を活用するための方策を幅広く考えてまいりたいと思っております。

4番目として「国直轄の郵送調査（科学技術研究調査）」。

これは今年度、民間開放を既に実施をしているわけでございますけれども、19年度における民間開放の実施の結果の検証、評価を今後していくと。そして、20年度以降に向けた検討を進めていくことにしております。

既に御指摘もいただいておりますが、対象業務の範囲をどうするか。あるいは複数年度契約の可能性について、具体的な検討をしてみたいと思っております。

更に今、申しました4つのカテゴリーの調査以外のものといたしまして、サービス産業動向調査。まだ仮称でございますが、この調査につきましては、今月末までに民間開放の在り方について結論を出していきたいと思っております。

統計局所管の指定統計調査の集計・製表を行っている統計センターの組織・業務の見直しについて係る検討状況との整合性を確保していくことに留意していく必要があると考えております。

また、これは昨年10月の民間開放に向けての計画にも書いてございますように、平成21年の調査実施に向けて、現在、検討を進めております経済センサス、あるいは平成22年の次回調査に向けて大幅な変更が予定されているような国勢調査につきましては、調査事項、調査方法等の基本的な事項をまず固める必要がありまして、これを固めた上で調査実施の前々年度中に民間開放の方針を検討して結論を得ていくという方針であります。

5年周期の大規模調査として、今まで申し上げたもののほかに、21年度以降に実施するものといたしまして、全国消費実態調査あるいは社会生活基本調査といったような調査もございます。これについても調査時期の到来に応じて、民間開放について検討をし、結論を得ていきたいと思っております。

今後のスケジュールです。現在想定しておるものでございますが、今、申しました委員限りのペーパーにつきましては、今月中にとりまとめをする予定でありますけれども、とりまとめた上で、6月からこういった各課題について検討をするということで、その際には必要に応じまして、今後新たに開催をいたします、有識者懇談会における議論も踏まえていきたいと思っております。

今年12月までの間に、先ほど申しましたIIのところにあります、最初の4つのカテゴリーの調査についての取組措置の方向を整理していきたいと思っております。

また、今年度内に科学技術関係調査における20年度以降の民間開放に向けた措置、あるいは各調査の環境整備に係る措置の実施ということで、関係政省令の改正あるいは民間開放を行う際の基準条件の地方公共団体への提示等を行ってまいりたいと思っております。

「IV 検討の体制」でございますけれども、統計局において、新たに開催いたします有識者懇談会における議論も踏まえながら検討してみたいと思っております。

有識者懇談会は別紙ということでイメージを付けておりますけれども、検討の中身といたしましては、そういう具体的な各調査ごとの特性も踏まえた専門的な検討を行っていただくとともに、既に民間開放を行っております科学技術研究調査等の結果、入札契約の状況あるいは実施状況等も検証評価も併せてしていただくということで、6月以降、開催してみたいと。

昨年から開催しておりました研究会。これは毎月1回ぐらいのペースで行ってございましたけれども、もう少し開催の間隔は長くなるかと思いますが、節目節目で開催をして御意見をいただくというような形で、私どもとしては有識者懇の議論も踏まえながら検討してみたいと思っております。

今、御説明を申し上げました、この取組についてのペーパーでございますが、今月中にこれをと

りまとめまして、また都道府県とも十分に意見交換をしながら、今後の都道府県とも連携を取りながら、今後の民間開放に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

斉藤主査 ありがとうございます。

それでは、先生方から御自由に御意見をどうぞ。

高橋専門委員 順不同で、どちらかというところと3ページ目のところに関わるかと思うんですが、複数年度契約の話が出ていましたけれども、御存じのようにこの前、全国紙の一面に市場化テストの問題が出ていて、そこには複数年度契約とか人件費を出すとかいう話が出ていたんです。

あれはどちらかというところ、ハローワークを念頭に置いたものかなという気がするんですが、こういった統計について、ここには複数年度契約の話が書かれておりましたが、人件費等の問題についてはどういうふうにお考えでしょうか。

民間が変な低い値段で応札して赤字になるという話がありますので、ある程度のめどといいましょうか。これぐらいは大体かかるんですよというめどがないと、また赤字になって応札が出てこないような状況になってくるのではないかと。だから、統計に関してもそういったことが検討されるのかということをお聞きしたいんです。

飯島課長 これは公共サービス改革法に基づいた民間開放ということで、今年度実施する科学技術研究調査の入札については行ったところとございまして、そういう中で、現在は、どういった金額で実施をしているか等の基本的な情報は提示をした上で入札をしているところとございまして、そういったものを参考にして、適切な入札がされるように努めてまいりたいと思っております。

複数年度のことにつきましても、19年度につきましても最初の試みということで、事業の内容等を含めて、単年度でまずは一度入札をして、民間開放をする形にしておりますけれども、その結果も踏まえまして、できるだけ効率的な形の民間開放ができるように、次年度に向けては複数年度も含めて検討していきたいと思っております。

廣松専門委員 今、御説明いただいた中で、まだ検討中ということですので、必ずしも具体的な案にはなっていないと思うのですが、1つ気になったのは「II 当面の主な検討課題」のところ、地方公共団体における実務上のメリットやニーズに即した云々という表現が出てくるんですが、この場合、それぞれに関して別々に地方公共団体から意見を聞くんでしょうか。

質問の趣旨は、現在だと、いろんな府省からの調査が都道府県などの地方公共団体では統計を担当する部や課の一つの組織に入って、そこで調査員の指導も含めて、実査を担当していただくわけですが、恐らく地方公共団体側とすると、調査ごとにいろいろ意見を聞かれるよりも、全体としてどういう考えで民間開放を行おうとしているのかを聞かれた方がそれに具体的にどう対応するのかを考えるのに、考えやすいのではないかと思うからです。今後どういうふうに地方公共団体のメリットやニーズの把握を行うのか、あるいは地方公共団体からの意見を聴取される予定なのか。そこを教えていただければというのが1点目です。

2点目は、超越的な形のコメントで恐縮なんですが、ある程度今のこととも関連するんですが、現在の国の財政状況などを考えると統計の人員や予算というのは決して今後増えるとは予想され

ないというか、ますます減っていくだろうと思うんですが、そうした場合、現状行われている統計調査全体の再検討というか、個々の調査の必要性、ニーズも含めて考えるべきではないかと思えます。

その際、一つの選択肢として民間開放という手段を導入する必要があるのではないかと思います。現在、統計局では家計消費状況調査という承認統計を既に民間に委託されているわけですが、その経験あるいはそこから得られた教訓を踏まえて、指定統計に限定せずに承認統計あるいは届出も含めてどこまで民間開放という手段を用いて現在の統計の体系が合理化できるかを検討するという観点も必要ではないかと思うんですが、その辺に関しての御意見も伺えればと思います。

以上、2点です。

飯島課長 まず最初の方の地方の意見の話でございますが、御指摘のように各調査共通的にいろいろ検討すべき課題もあろうかと思いますので、いろいろな場を通じて、そういう全般的なものについても含めて、地方との意見交換をしてみたいと思っております。私どもは定期的に都道府県を集めた会議、あるいはブロック別に都道府県に出向いて行う意見交換の場などもございますので、そういうのも十分活用しながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

それに加えまして、先ほど若干御説明申しましたように、各カテゴリーごとに少しずつ調査の特性に応じて検討すべきテーマも違ってくるものもあろうかと思いますので、それは個別に地方の意見、御要望なども伺ってまいりたいと。個人企業経済調査のように昨年の試験調査の結果から、ある程度見えてきたものもございますので、それは早急に具体的な要望、ニーズをまた聞いていくということも必要になるうかと思っております。

御指摘のように指定統計に限らず、承認統計も含めての統計の民間開放の検討というのは、やはり今、先生がおっしゃられたように、統計体系の全体の中でいろいろと必要性を含めて考えていくべきことだと思っておりますが、全体的な取り組み方針については、今、政策統括官の方でガイドラインのとりまとめもされていると理解しておりますので、そういったものも踏まえながら、それぞれの省でやられていくことだと思っておりますが、私どものところでは承認統計としては、家計消費状況調査は既に民間に委託する形での調査を実施しております。また今後、サービス産業動向調査につきましては、3ページの「5.その他」のところに書いてございますけれども、これも民間開放の在り方について検討して結論を出していきたいと思っております。

また、それぞれの調査ごとにやはり限られた人材の中で、きちんと正確な結果を出していくという観点からも、調査のやり方の見直しも必要かと思っております。住宅・土地統計調査を初めとして、いろいろと幾つかのものについては調査方法等の見直しも行っておりますので、そういったものも踏まえながら民間開放についても検討してまいりたいと思っております。

佐々木専門委員 今の廣松先生の御意見と重なるところもあるかと思うんですけれども、住宅・土地統計調査の方についても調査方法等の変更を検討されていると。そのときに経済センサス、次回の国勢調査についても大幅な見直しというところですが、その見直しの基本のところは民間開放の視点等を盛り込んだ形で検討されておられるのか。

この文章的に見ましたら、見直しをして、その結果を固めた上で、その民間開放の方針を検討と

いうふうにも読めるんですけども、物事を検討していくときには、先ほどの統計調査を今後どうしていくのかという大きなビジョンというものがあって、見直しの方を進んでいかないと、調査の見直しの部分と人の方向性自体が民間開放とは逆ということもあろうかと思うんですけども、調査そのものの検討の基礎の部分と、この民間開放の検討という部分と、どう関係をされながら検討されているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

飯島課長 既に昨年12月にまとめました計画等で、私どもの方では民間開放というのも一つの手段としてあり得るということをお頭に置いた上で、いろいろな調査方法の見直し等は進めていかなければいけないというふうには考えておりますが、いずれにしても、いかに厳しい調査環境の中で、また限られた人員あるいは予算の中で、いかに正確な統計を効率的に調査をして提供していくべきかと。

そういう観点で、幅広い選択肢をお頭に置きながら、トータルとしてどういう調査方法が最も適当であるかということをお考えしていく必要があるかと。そういう方向で考えて生きておられます。

斉藤主査 時間もありますので、先生方の御意見は大体ポイントは同じではないかと思うんですが、いずれにしても既往の閣議決定において、各指定統計調査については民間開放に順次取り組んだということは決定しているわけでありますから、今ここに4つ出しているものについて、その方向で取り組んでいただければと理解しております。

ただ一部、時間的なものも書いてありますけれども、具体的なスケジュールがもう一つ入っていませんので、調査ごとにどのようなスケジュールで具体的な検討を今、御指摘のあったような問題も含まれると思いますが、これを明確にしていく必要があるのではないかと思います。

勿論、統計局の方としてもお考え方かと思っておりますけれども、私どもとしては、これは公共サービス改革の基本方針のベースで、どの調査をどの範囲で市場化テストの対象にするか。そういう整理を必要ありますので、具体的な取組方法については公共サービス改革基本方針の改定に盛り込むことができるようなスケジュールで検討していただければと助かるなという感じがいたします。

廣松先生の方からも話がありましたけれども、個別のこういう検討課題にそういう形で具体的には取組まなければならないんだと思いますが、一番大きな問題は、全体の大きな流れのとらえ方ですね。

先ほども御指摘がありましたように、既に構造的な難しい問題にぶつかってきていると思います。特に地方公共団体といる御検討をなさっても解けない問題があるかもしれませんので、そういう大きな流れをどうするかということも含んだ上で個別の調査を具体化していくということが大事ではないかと思います。

統計局では5月末には公表して、地方公共団体の意見を聞きたいというお話を今お聞きしましたので、本日いただきました御意見や私の方から申し上げたことも踏まえまして、更に精査をしていただきました上で、更にそれを事務局の方と詰めていただくということで、この分科会としては、判断はこの全体の民間開放の流れでのスケジュールについては、私の方に一任させていただければ、大変助かると思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

斉藤主査 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。調整の過程において、必要に応じて先生方に御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、統計調査の民間開放に向けての取組みに関連して、平成 19 年度就業構造基本調査コールセンター業務の民間委託についての統計局からの御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

飯島課長 では、担当の柏木の方から説明させていただきます。

柏木統計専門官 それでは、資料 1「コールセンターの概要について」につきまして、手短かに御説明させていただきます。

就業構造基本調査でございますが、今年の 10 月 1 日現在で実施される調査でございますが、45 万世帯、約 100 万人、全国ほぼ全市町村を対象に実施する調査でございます。

今回はコールセンターを立ち上げるに当たりまして、2 つ大きな背景がございます、1 つがプライバシー意識の高まりであるとか、個人情報保護法制の意識への高まりということで、調査に対する疑問、質問がかなり増大しているということが 1 点。

もう一点が、今回の就業構造基本調査の大きな調査方法の変更点でございますが、一部の市町村におきまして、インターネット調査を取り込んでいくと。こちらに対してのサポートという大きな 2 つの背景がございます。

まずその機能につきましては、下のポンチ絵をごらんいただきたいです。

1 つ目が 47 都道府県、全市町村調査区を対象としたサービスの 1 つといたしまして、世帯から国が本来回答内容に責任を持つべきような問い合わせ案件につきましては、一元的に対応していくというのが大きな目的でございます。

特に地域的な地方独自の調査員さんと世帯のつながりの話であるとか、地域的な問題につきましては、これは国で一括して行う範囲にはちょっと入らないという理解で、そちらにつきましては従来どおり、市町村、都道府県での地方業務ということで扱っていただくことと切り分けてございます。

2 ページです。2 つ目がこのインターネット調査に関してのサポート体制でございます。

1 つは、このインターネット調査、概ね 9 市に特別区、約 4 万人を対象とする規模を考えてございますが、その中で従来どおりの調査員調査、紙によります調査票の配布・収集は基本としてございまして、それに新たにインターネットについての回答ができますという回答種のオプションが増えたという位置づけで実施いたしますが、そうしますと調査員の方、世帯の方がもしインターネットで答えられた場合に、紙が返ってくるわけではございませんので、その方々の状況がわからないと。そこにつきまして、コールセンターで常に状況を把握して、調査員の方に情報を提供していくというのが 1 点。

もう一点が、その 9 市に特別区の約 4 万人の対象世帯の方々が、特にインターネットについての質問があった場合につきましては、先ほどの 47 都道府県を対象とするのと、また別の電話番号を持ちまして、特別にインターネット調査についてのみサポートしていくという窓口を持つという大きなポイントでございます。

お戻りいただきまして、設置の期間といたしましては、いわゆる準備調査期間というのがございます。8月16日から実際に調査票の収集が終わります10月15日の約2か月間を設定してございます。

設置場所といたしましては、関東地方、我々統計局から概ね1時間程度の距離にあるようなところに設置を考えてございます。

業務の時間といたしましては、9時～21時まで。土日祝を含むということでございまして、業務内容につきましては、今、申し上げました大きな2つの目的を持って対応いたします。

応答手段といたしましては、電話に限りということでございまして、準備調査期間、いわゆる8月中旬から下旬。この地域につきまして、今回、就業構造基本調査を実施いたしますのでよろしくお願いたしますというお知らせをする期間につきまして、約10席ほどの要員を確保しようと思っております。

後半、9月1日～9月22日。その地域の情報を市町村に吸い上げまして、市町村がその調査世帯を抽出する時間。ここにつきまして、おおむね5席。

実施調査期間。あなたのお宅が調査に選ばれましたのでよろしくお願いたしますとって調査員が回って、実際に調査票を配布して、調査をお願いする期間につきましては、おおむね30席ということで規模を設定してございます。

こちらにつきましては、入札を行いまして、4月24日に入札説明会を行いました。説明会には11社の方が見られまして、実際に入札に参加したのは8社。昨日開札が行われまして、ピーウィズ株式会社という会社に落札がなされましたところでございます。

簡単でございますが、コールセンターの業務の内容でございます。

斉藤主査 どうぞ。

佐々木専門委員 1点だけ。コールセンターの方でFAQとしてということなんですけれども、これはこの時間に質疑があった部分についての回答のFAQだけということでしょうか。もう今から統計局の方ではFAQづくりができると思うんですけれども。

柏木統計専門官 もう既に開始されております。

佐々木専門委員 その辺のところの部分のを要はインターネットで公開していくことによって、対象の調査の世帯の方などが、それを見ることによって自分の疑問が解消できるというふうにも思うんですけれども、そういった形はされていくんでしょうか。

柏木統計専門官 一般の皆様を対象として、ホームページでも何らかの形で、よくあるような質問につきましては、解消していけるように取組みはしていきたいと考えます。

斉藤主査 よろしゅうございますか。一応やっていたとということで、コールセンターの問題はお話をお伺いしたということで、次に、平成20年度住宅・土地統計調査試験調査において、民間委託に取り組みされているということですので、この試験調査についての御説明をお願いしたいと思います。

飯島課長 これにつきましては、住宅・土地統計調査担当の江刺の方から説明させていただきます。

江刺課長補佐 それでは、お手元の資料2に基づきまして、ポイントを説明させていただきます。
まず住宅・土地統計調査につきましてですけれども、冒頭お話がございましたように、この調査の対象が全国で約350万住戸・世帯ということでございまして、かなり大規模な標本調査でございます。

結果の表章地域につきましては、全国都道府県のほかの人口1万5,000人以上の市町村別に結果を表章しておりまして、各市町村ごとの住宅政策あるいは土地政策等に幅広く利用されているものでございます。

今回、来年の10月1日に実施をいたします平成20年の住宅・土地統計調査に先立ちまして、本年の7月4日で試験調査を実施することにしております。

試験調査の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

調査の地域でございますが、全国から5道府県10市町を選定いたしまして、その中なら114の国勢調査の調査区を選定をして、実施をいたします。

調査の対象でございますが、約2,000住戸・世帯ということでございます。この単位の中に住戸・世帯と2つ並列で並んでおりますけれども、この調査では住宅、これは空き家も含めたすべての住宅が対象になる。それから、住宅以外で人が住んでいる建物並びにこれらに居住している世帯。これらが調査の対象になるということでございます。

114の調査区で実施をいたしますけれども、その各調査区から17の住戸を抽出をして調査を行うということで、合計2,000という数字になってございます。

調査の流れでございますが、基本的には地方公共団体を經由して実施をいたしますけれども、川崎市におきまして、調査票の配布・回収を民間委託により実施をするということにしてございます。

検証事項につきましては、2ページの方にまとめてございます。先ほど、飯島課長の方からも話がございましたように、調査環境が非常に厳しくなっております。住宅・土地調査をめぐる状況も非常に厳しい状況になってございまして、そういった状況を踏まえまして、今回の試験調査では調査事項、調査方法等につきまして、検討することにしております。

特にその調査方法につきましては、世帯における個人情報意識の変化、あるいは接触困難な世帯、いわゆるオートロックマンションですとかワンルームマンションの増加といったようなことを踏まえまして、調査方法を大きく見直しをすることを予定してございます。今回の試験調査では、この調査票の回収方法につきまして、2つの方法で行うことになっております。

1つは、調査員の回収によるものですけれども、すべての世帯に封筒をお渡しをして、封をして調査員に提出をしていただく。これをここでは全世帯封入回収方式と記載をしております。

もう一つは、世帯に記入をしていただいた調査票を市町村の方に郵送で提出をしてもらうという郵送回収方式。この2つの調査の方法を検討することにしてございます。

なお、今回の試験調査では、インターネットによる申告というものにつきましては、試験の事項には入ってございませんけれども、まだインターネットのシステムがこの試験調査の実施の時期には立ち上がっておらないということでございます。

ただ、本調査におきましては、全世帯封入提出方式、いわゆる調査員回収の方法を基本にして、

一部の地域におきまして、郵送回収あるいはインターネット申告というものを試行的もしくは先行的に実施をしたいと考えてございます。

その中で、民間委託による調査票の配布・回収ということにつきましても現地に行きたいと思っております。調査票の配布・回収といった事務を民間事業者に委託をした場合の事務の流れ、あるいはスケジュールの管理等につきまして、検証したいと考えております。その際、受託の事業者等から意見の提案等も併せて聴取をしたいと考えてございます。

3～4ページの方に、民間委託につきましても概要をまとめてございます。今お話をさせていただいた部分と重複する部分につきましては、割愛をしながら説明をさせていただきたいと思っております。

「1 趣旨・目的」でございます。今、申し上げたとおりでございます。また、(2)のところに書いてございますように、今回その民間委託につきましても、民間事業者が実査を実施した場合の実務上のマネジメントにつきましても課題、あるいはそういった問題点を把握・検討するということを目的としてございます。

調査の時期、地域につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4ページです。実際に民間事業者の方に委託する業務ということで、5番のところにまとめてございます。

大きく4点の事務を掲げてございまして、1つは調査対象名簿の作成ということで、これは担当の調査区をすべて巡回をいたしまして、調査の対象となる住戸あるいは世帯をすべて確認をして、名簿に記載をするという事務でございます。

次に建物調査票の作成、世帯調査票の配布・収集ということで、これがいわゆる実査の中心になるところでございますが、住宅・土地統計調査、今回の試験調査では調査票を2種類用意してございまして、この建物調査票の方は調査員が概観等で作成をする調査票でございまして、この中には例えば建物の構造ですとか腐朽、破損の程度とか、そういったような概観で判断をして、その調査票を作成をするというものでございます。

もう一つは、世帯にお配りをして、世帯に記入をしていただく調査票ということで、世帯調査票を世帯に配布をし、封をして回収をするというような作業をお願いをするということでございます。

併せまして、調査の実施状況等の記録、業務報告書の作成をお願いをする。なお、実施状況につきましては、民間事業者における実施状況だけではなくて、実際にその世帯と接触をする調査スタッフのいわゆる活動記録、あるいは実施状況といったものも併せて御報告いただくことにしております。

民間事業者の選定方法ですけれども、今回の事業者につきましても、一般競争入札により選定をいたしました。なお、その際、入札の資格要件といたしまして、過去に世帯を対象とした統計調査の実施経験ですね。こういったものを要件といたしまして、選定をいたしました。

具体的に見ますと、履行証明書を提出をしていただく際に、事業者から実施状況報告というものを提出をしていただきまして、その中で過去の調査実績あるいは調査の実施体制といったものを提

出をしていただいております。それらの確認の審査をした上で業者を選定したということでございます。

実際の入札の結果でございますけれども、入札説明会の方は4月27日に行いまして、入札説明会には参加できませんでしたが、後ほど1社加わりまして、合計7社が説明会の方に参加しております。

そのうち、実際に入札に参加したのが4社でございます。この4社につきましては、先ほどの資格要件についてはすべてクリアをしたということございまして、その4社による開札の結果、株式会社インテージリサーチが落札をしたということございまして、落札金額につきましては税抜きで85万円ということでございます。

4ページの最後の方になりますが、今後の予定ということでございます。本年10月に統計審議会が今後、統計法改正によりまして、統計委員会となりますけれども、そちらの方に諮問をしたいと考えてございます。

そのため、この試験調査の結果につきましては、9月上旬ごろまでに結果をとりまとめまして、実査を担当する地方公共団体とも協議をしながら、9月中に実施計画を策定をしたいと思っております。

特に先ほど申し上げました全世帯封入提出ですとか、郵送回収、インターネット申告といったような方法につきましては、調査員あるいは実施市町村の事務が非常に大きく変わるものがございます。ですので、地方公共団体もいろんな意見交換を深めながら調査方法を固めていきたい。

こういった調査方法につきましては、民間開放に当たっての前提条件にもなりますので、まずは具体的な実施方法を早期に確定をしたいと考えてございます。

以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。

1つ聞きたいんですけども、4社で入札なさって、85万円のところが決まったということなんですけど、お話を聞いている限りにおいては、その質的な問題はないと。ということは、これは金額がほとんど決定要因であったかなと理解しますが、ほかのケースで話題になるんですけども、これは公開できるのかどうか分かりませんが、この85万円というのは官ベースといたしますか、地方公共団体でずっとやってるものよりも安いんですか。つまり、民間を使う効果というのは出ているんでしょうか。

江刺課長補佐 その部分につきましては、実は地方公共団体の人件費の部分が絡んできますので、現時点では正確な比較はできておりません。ただ、例えば調査員さんの報酬とか、そういったものを比較しますと、国の方で実際に委託費で各市の方をお願いしているものよりもかなり高いという印象はございます。

斉藤主査 どうぞ。

高橋専門委員 それに絡んでなんですけど、今回は4社から入札があって、一番低いところになったんですね。その際に、想定されている価格というのは、そもそもあったのかなかったのか。

例えば価格よりは低かったからやった。ところが、仮に4社が想定よりずっと高いところにあっ

て、その一番下の場合でも、そこが一番低いところに行ったのかどうか。想定のところを超えていたらやらなかったどうか。

江刺課長補佐 実は入札の基準額につきましては、これは公開することができないということで、会計課の方から言われてございますので、金額自体は差し控えたいと思いますけれども、実際にこの4社で応札をした金額を見ますと、当方の基準金額よりも安いものもあれば高いものもあるという状況でございます。その中で一番安いところに落ちたという形でございます。

齊藤主査 どうぞ。

廣松専門委員 今回の民間委託の部分はここの言葉で言うと、全世帯封入回収方式だけで、それは回収した後の審査とかチェックとかは入っていないんですか。

江刺課長補佐 入ってございません。

廣松専門委員 要するに回収したものを川崎市に届けて、審査等に関しては川崎市の方でなさるという形ですか。

江刺課長補佐 はい。

廣松専門委員 わかりました。

江刺課長補佐 あくまでも今回の委託の範囲としましては、調査票を取集をして、市の方に提出するまでという形になっております。

齊藤主査 よろしいですか。事務局、どうぞ。

熊埜御堂参事官 事務局から少しコメントさせていただきたいんですけれども、本日2つの民間開放について御説明をいただいたんですが、まず就業構造基本調査のコールセンター業務の方でございますけれども、事務局としては本来、前広に御議論をさせていただければ、市場化テストも視野に入れて議論をできた案件ではなかったかというふうに考えております。現実にはどうだったかというのはいろいろ御議論があると思いますので、現実には難しかったかもしれません。

ただ、結果から申し上げれば、就業構造基本調査のコールセンター業務の民間委託については、事前の御相談が全くなかったということで、事務局としては甚だ遺憾なことだと考えております。もう少し民間委託は幅広に我々の方でも検討させていただきたい。当然、市場化テスト前提という意味ではなくて、民間委託を試みられているものについては、広く我々にも情報提供していただきたいということを強くお願いをしておきたいと思います。

住宅土地統計調査の試験調査の方も、これはいろいろ御事情は理解しているつもりですけれども、調査員調査の方について民間委託を行っているということと、非常に民間委託の形が決まってやっている。それは御事情があることは、私は承知しているつもりですけれども、もう少し民間委託のやり方というのはいろいろなやり方があるのではないかと。

これは当然、前広に我々が議論に参加したからできるという話ではありませんけれども、その辺りもいろいろと御議論をさせていただいた中で出てくる話なのかなと思いますので、今回のような2件の案件は、統計局の中だけで考えていただくのではなくて、本日の主査とか専門委員の御感触もあると思いますけれども、こういうことについても前広に幅広に議論の機会をいただければと考えているということコメントさせていただきたいと思います。

齊藤主査 わかりました。私もそのように感じまして、非常に民間開放に前向きに取り組んでいただいている、どんどんお進めになっておられるんだなという感じはありがたく思うんですが、せっかくこの市場化テストという公共サービス改革法があって、ほかのケースでも、今、一番課題になっているのは、先ほど、廣松先生の方からもお話がありましたけれども、何で民間開放をするかという意義が1つあるわけですね。

それは1つは、民間の工夫や知恵が使えて、より合理性の高いサービスだとか調査で言えば調査方法とか、効果があるのではないかというのがあるということと、これはなかなかコストがわからないというのは、国としては解らないでもないんですが、本当は国でやるよりは民間を使ってやってみたら、なるほど、少し安くできると。国ではなくて地方公共団体かもしれませんが、そういう両方の効果を見ていくのか市場化テストの監理委員会だと思うんですね。

ですから、できるだけそことコラボレーションをしていただけると、国全体としての考えにも乗るのではないかなという感想はあります。今後は是非ひとつ事務局の方ともコンタクトをお願いしたいと思います。

それでは、今日は時間がまいりましたので、これで総務省のお話を終わりたいと思います。大変どうもありがとうございました。

(総務省統計局関係者退室)

齊藤主査 それでは、続いての議題でございます。昨年12月の公共サービス改革基本方針の別表において、5月末までに総務省において行うガイドラインの改定作業と並行して、各府省において、民間開放に向けた具体的な方策について検討を行い、5月末までに結論を得ることになっております。

当方といたしましては、公共サービス改革法に基づく民間開放を行うものについて、必要に応じ関係府省からのヒアリングを6月に行いたいと思っております。ヒアリングの準備のために関係府省に事前に提出いただく資料の様式案について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料3につきまして、説明いたします。先ほどお話がありましたように、昨年12月の公共サービス改革基本方針におきまして、関係府省につきましては、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しも含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行うということで、今月末までに検討を行っていただくことになっております。

資料3ですけれども、最初にガイドラインの改定作業と並行して、どのような検討を行ったのか。その検討の結果、2番目としまして、公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定の理由。対象とする調査がない場合には、その理由をお書きくださいということで、どういったような調査は検討対象としているのか。

3番目としまして、その他、今後の統計調査業務の民間開放につきまして、具体的な取組み。これは公共サービス改革法ではなくて、別のスキームで行うものも含めまして、できるだけ幅広く民間開放について検討しているものがあれば、それについて記載をしてくださいということで、この3点につきまして、各府省さんに記入していただきまして、これをベースにして6月にヒアリング

を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

斉藤主査 この様式案でよろしいですか。

廣松専門委員 確認ですけれども、1のガイドラインというのは、統計調査の民間委託に関わるガイドラインですね。

事務局 そうです。総務省の政策統括官室を中心にして、現在やっております統計調査の民間開放に関するガイドラインですね。こちらの方も今月末までにガイドラインの改定作業を行うということで、現在作業を進めていると聞いておりますので、それと並行して行うものでございます。

廣松専門委員 確認だけで、当然これは統計部局に行くものでしょうから、ガイドラインと書いてあれば、皆さんはそういうふうを読むんでしょうけれども、今ぱっと見て、ガイドラインという一般名称かなと思ったんだけど、そうではないということですね。

事務局 ここの書きぶりは正確に書きたいと思います。

高橋専門委員 これはパソコンで行くわけですね。2番目ですと、1つだけの調査でお茶を濁された気がするので、幾つも書けるようにしてくださいね。お願いします。

事務局 メールでお送りしようと思っておりますので。

熊埜御堂参事官 基本的に統計部局への照会ですので、そんなにこれを見て、あ、という方はないと思っておりますので、その辺は照会のときに、先ほどの廣松専門委員の御指摘も含めまして、趣旨がわかるようにちゃんと伝えたいと思っております。

斉藤主査 総務省でやるのではなくて、これはこちらで集められるんですか。

熊埜御堂参事官 これは昨年末の閣議決定のときの整理なんですけれども、ガイドラインの改定という作業を政策統括官室の方で行うという整理で、各府省は各府省でそれに並行して検討するという整理でしたので、この文言だけ見れば、各府省は各府省で5月末でどうしたんですかということ各府省が出すという話なのかもしれませんが、ここは当然それを受けて、監理委員会の方で検討していくということですので、その資料集めということで、本日これで御同意いただければ、これで照会をさせていただきたいということでございます。

斉藤主査 わかりました。それでは、そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、これで本日の「統計調査分科会」を終了いたします。次回は6月7日に予定しておりますけれども、議題や時間等につきましては、追って事務局から連絡をいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、引き続きまして、委員懇談会を開催いたしますので、恐れ入りますけれども、傍聴者の方は退席をお願いいたします。